

南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年南知多町規則第 8 号）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第 22 号

南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年南知多町規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第16条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第16条の 3 第 2 項中「介護時間は 1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「規定による」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を「日の介護時間については、1 日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第24条の次に次の 1 条を加える。

（条例第16条の 2 第 2 項の規則で定める期間）

第24条の 2 条例第16条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳11か月に達する日の翌々日から 2 歳11か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

第25条中「職員の勤務時間、休日及び休暇」を「この規則の施行」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。